

エコマーク商品類型 No. 140「~~飲食料品、化粧品、家庭用品などの容器包装詰め替え容器・省資源型の容器~~Version1.123」認定基準書【部分改定案】(改定予定箇所を赤字で記載)

C. 無菌包装米飯容器

公益財団法人 日本環境協会

エコマーク事務局

1. 認定基準制定の目的

家庭から出るごみの約 60%(容積比)を占める容器包装廃棄物の削減は、持続可能な社会の構築に向けた大きな課題の一つである。平成 7 年には、この一般廃棄物の減量と資源の有効活用を目的とした「容器包装リサイクル法(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)」が制定され、消費者・事業者・自治体は、連携して容器包装の分別収集、リサイクル促進に取り組んできている。

容器包装廃棄物の削減にあたっては、3R(リデュース・リユース・リサイクル)を効率よく進めることが重要である。なかでも「軽量化・薄肉化・減容化」は、3R 実践において最も優先順位の高い方法であるが、エコマーク認定基準の策定においては、比較対象が従来品とならざるを得ず定量的な基準設定ができないことや、技術進歩の速さを考えると基準がすぐ陳腐化してしまう可能性があること等の課題もある。

そこで本商品類型では、定量的な基準設定が可能と考えられる容器包装を採り上げ、「軽量化・薄肉化・減容化」を評価する認定基準を制定することとした。

2. 適用範囲

無菌包装米飯のプラスチック製容器包装

3. 用語の定義

無菌包装米飯 (容器包装詰無菌化包装米飯)	炊飯前のお米を気密性のある容器に入れ、炊飯調理後に無菌包装した米飯類、または炊飯後の調理済みごはんを気密性のある容器に入れ、そのまま無菌包装した米飯類。常温で長期間(6ヶ月前後)保存ができ、電子レンジで加熱ができる等の機能をもつ。なお、包装後に加圧加熱殺菌した米飯類はレトルト米飯(容器包装詰加圧加熱殺菌米飯)とよばれ区別される。
容器包装	商品の容器および包装であって、当該商品が消費され、または当該商品と分離された場合に不要になるもの。なお、本認定基準では、容器包装中に封入される脱酸素剤も容器包装に含めるものとする。
無菌包装米飯の容器包装	一般に、PP(ポリプロピレン)と EVOH(エチレン-ビニルアルコール共重合体)を貼り合わせたプラスチックシートのトレーと、プラスチックフィルム(蓋、脱酸素剤等)で構成される。PP 単一素材に

	よるプラスチックフィルムのトレーも開発されている。1 食分で販売されるものと、複数食分をまとめて外袋に入れ販売されるものがある。
1 包装単位	常温で長期間(6 ヶ月前後)保存ができる包装単位。一般に、トレー・蓋・脱酸素剤で構成された 1 食分(前記保存期間が維持できるもの)が 1 包装単位となる。ただし、複数食分を外袋に入れ販売されるもののうち、外袋が保存期間の維持のために機能する場合には、複数食分と外袋の全部を 1 包装単位とする。
プラスチック	単一もしくは複数のポリマー材料と、特性付与のために配合された添加剤、充填材等からなる材料。
ポリマー	プラスチック中の主な構成成分である高分子材料。
プラスチックシート	厚さが 0.25mm 以上のプラスチックの薄い板状のもの。
プラスチックフィルム	厚さが 0.25mm 未満のプラスチックの膜状のもの。
処方構成成分	製品に特性を付与する目的で、意図的に加えられる成分をいう。製造プロセス上、不可避免的に混入する不純物成分は含まない。

4. 認定の基準と証明方法

各基準項目への適合の証明については、付属証明書および関連書類を提出すること。

~~各基準項目への適合の証明については、付属証明書の記入欄にチェック・記載をし、申込企業印(角印)を捺印のうえ提出すること。~~

4-1. 環境に関する基準と証明方法

- (1) 1 包装単位(常温で長期間(6 ヶ月前後)保存ができる包装単位)における、米飯 100g あたりの容器包装の重量は、5.0g 以下であること。

【証明方法】

製品の包装入り数 A(食)、1 食あたりの米飯重量：B(g)、トレー・蓋・脱酸素剤の合計重量(外袋が保存期間の維持のために機能する場合にはトレー・蓋・脱酸素剤・外袋の合計重量)：C(g)、米飯 100g あたりの 1 包装単位の重量($C / B \times 100$)を付属証明書に記載すること。

- (2) 複数食分を外袋に入れ販売されるものにあつては、米飯 100g あたりの外袋の重量は、1.0g 以下であること。ただし、1 包装単位に含まれる外袋については、本項目を適用しない。

【証明方法】

製品の包装入り数：A(食)、外袋の重量 D (g)、米飯 100g あたりの外袋重量 (D / A) を付属証明書に記載すること。

- (3) 申込商品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大气汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など(以下、「環境法規等」という)を順守していること。

また、申込日より過去 5 年間の環境法規等の順守状況(違反の有無)を報告すること。なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

【証明方法】

最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに
関し、申込製品を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する証明書(環境法
規等の名称一覧の記載または添付)を提出すること。

また、過去 5 年間に行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場
合には、以下の a.および b.の書類を提出すること。

- a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、お
よびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわ
かるもの)
- b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の 1)~5)の資料(記録文書の写し
等)
- 1) 工場が立地している地域に関する環境法規等の一覧
 - 2) 実施体制(組織図に役割等を記したもの)
 - 3) 記録文書の保管について定めたもの
 - 4) 再発防止策(今後の予防策)
 - 5) 再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

- (4) 1 包装単位における容器包装に使用する印刷インキについて、印刷インキ工業連合会
「印刷インキに関する自主規制(~~ネガティブリスト NL~~規制)」で規制される物質を処方
構成成分として添加しないこと。

【証明方法】

~~ネガティブリスト NL~~規制に適合していることを付属証明書に記載すること。

- (5) 1 包装単位における容器包装に使用するプラスチック材料は、ポリマー骨格にハロゲン
を含むプラスチックを処方構成成分として添加しないこと。

【証明方法】

プラスチック材料について、ポリマー骨格へのハロゲン元素の添加の有無を付属証
明書に記載すること。

- (6) 1 包装単位におけるプラスチック材料に使用する可塑剤、色材、安定剤、滑剤などのプ
ラスチック添加剤は、~~食品用器具・容器包装ポリオレフィン等衛生協議会~~などのポジ
ティブリスト制度などに従うこと。

【証明方法】

プラスチック材料に使用する可塑剤、色材、安定剤、滑剤などのプラスチック添加剤が、食品用器具・容器包装のポリオレフィン等衛生協議会などのポジティブリスト制度などに従っていることの証明書を提出すること。

- (7) 食品容器に再生プラスチック材料を使用する場合は、厚生労働省「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針(ガイドライン)」(平成 24 年 4 月 27 日 食安発 0427 第 2 号)に基づいて安全性の確保を図っていること。

【証明方法】

厚生労働省「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針(ガイドライン)」(平成 24 年 4 月 27 日 食安発 0427 第 2 号)に基づいて安全性の確保を図っていることを示す文書を提出すること。

- (8) 1 包装単位における容器包装に使用する接着剤は、日本接着剤工業会の「食品包装材料用接着剤等に関する自主規制(NL 規制)」に従うこと。

【証明方法】

ネガティブリスト NL 規制に適合していることを付属証明書に記載すること。

- (9) 1 包装単位における容器包装は、「食品、添加物等の規格基準(昭和 34 年厚生省告示第 370 号)」に定める有害物質の要件を満足すること。

【証明方法】

該当する有害物質の要件を満足することの試験結果を提出すること。

4-2. 品質に関する基準と証明方法

- (10) 容器包装の品質は、業界の自主的な規格または自社規格を満足するものであること。

【証明方法】

該当規格への適合を示す文書を提出すること。

5. 配慮事項

認定の要件ではないが、製造にあたっては以下に配慮することが望ましい。なお、各項目の対応状況を付属証明書に記載すること。

- (1) 容器包装のトレーは、廃棄時に減容化できること。
- (2) 容器包装に使用するプラスチック材料は、使用後のリサイクル阻害要因とならないこと。

6. 商品区分、表示など

- (1) 商品区分(申込単位)はブランド名毎とする。なお、申込単位ごとに異なる米飯重量および包装入り数を一括して申請することも可とする。なお、同一商品区分に 1 食分で販売されるものと、複数食分をまとめて外袋に入れ販売されるものがある場合には、それぞれが本認定基準書の要件を満足すること。
- (2) エコマークを容器包装に表示する場合には、容器包装がエコマーク認定商品であることがわかるように表示し、内容物とエコマークが無関係であることをわかるようにすること。
- (3) 原則として、容器包装本体などにエコマークを表示すること。

例)



エコマーク認定容器



Eco Mark Certified

(表示方法に関する注記)

- * ロゴマークの表示においては、エコマーク認定番号(8桁の数字)または使用契約者名を表記すること。
- * 「エコマーク使用の手引」2.(2)項に準じて、次に示すような「エコマーク (英語表記も可)」を含む表現を使用してもよい。
「エコマーク商品」、「#エコマーク」、「www.ecomark.jp」、「Eco Mark Certificate」
- * 環境省「環境表示ガイドライン」などに準拠して、ロゴマークと関連付けて認定商品の環境主張を表記してもよい。
(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/guideline/>)
- * その他、上記に記載のない事項は「エコマーク使用の手引」に従うこと。
(<https://www.ecomark.jp/office/guideline/guide/>)

2013年 10月 1日	分類 C.~E.の追加制定 (Version1.7)
2015年 6月 1日	改定 (分類 A.~D.食品容器への再生プラスチック材料使用に関する厚生労働省ガイドライン追加 Version1.8)
2016年 3月 15日	有効期限延長
2016年 6月 1日	分類 G.および H.の追加制定 (Version1.9)
2016年 9月 16日	分類 F の追加制定 (Version1.10)

2017年2月1日 改定(分類D 4-1-1(1)、5、分類E 5、分類FおよびH 3
Version1.11)
2019年4月1日 改定(6.(2)(3) マーク表示)
2019年11月28日 改定(分類A 4-2.(18)追加 Version1.12)
2020年11月1日(予定) 改定(Version1.13)、有効期限延長
202~~7~~年6月30日 有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。